

平成 21 年 9 定 県民企業常任委員会

渡辺委員

私の方は1点に絞って御質問をさせていただきたいと思いますが、その質問にも関連しますけれども、今、各委員の質疑を聞いておりまして、私も同感であります。

折りしも今日が、東京オリンピックの誘致の最終プレゼンの日になっていて、今日、国民の皆様方については、東京に誘致できるのか、できないかと、非常に関心を持っていらっしゃると思うんですけども、例えば、その一連のニュースの中で、石原知事をはじめとした行政マンも含め、特にプレゼンの中心者は都知事になるのかと思いますけれども、もう数日前に乗り込んで、誘致のため東京の開催の様々なメリット等についてプレゼンをやると、それも何度も何度もリハーサルをやって、今日の最終のプレゼンに臨んでいるという報道がなされています。

それで、今の一連の議論を聞いていて、やはり行政として、例えば、今の資料の説明の仕方、舞台の指定管理の問題だけではなくて、全般的に、やはり民間手法のプレゼンの手法を研究するなり、資料の提示の仕方を学ぶなりしていかないと、例えば、神奈川県だっって何かの誘致などという話も出てくるかもしれないし、そうなってくると、行政としてのプレゼン能力という問題になってくると思います。そういうことが情報の公開の本当に透明性にもなるし、県民理解にもなるし、またもっと言うと、行政がやっていることの理解ということにもなると思うので、その辺はやはり真しに変えていかなくてはいけないのではないかと思います。

また、神奈川県議会を見ても、先ほど小川委員からも発言があったように、来年から議会の会期の延長があって、様々な議会運営の手法が変わってくる。すぐに取り入れられるかどうか分かりませんが、本会議においても、一般質問などの中で、一問一答形式など様々出てくる。本当に、そのように県民に分かりやすいようなやりとりになるようなことも含めると、この委員会で議論をされているようなことが課題としてクリアされていかないと、本質的な意味での改善というのは、なかなか進まないのかと思います。

そういうことの意味を述べさせていただきながら、私の質問に入りたいと思いますが、何を質問したいのかというと、私の質問は一つだけですけれども、「知事と語ろう！神奈川ふれあいミーティング」について最後に質問をさせていただきたいと思います。

今回の委員会の中でも説明がありましたが、情報公開条例を改正して、今度は県民に情報共有を進めるために情報公開の請求がなくても、自主的に積極的に提供していくんだという説明があって、情報公開条例も改正をしていくと、多様な媒体を活用してやっていくんだと、検討していくんだという答弁がございました。そういうことで全部をひっくるめると、この神奈川ふれあいミーティングは、平成 15 年度からスタートしていますので、いろんな意味を含めて、その辺の改善点だとか今後の取組があるのではないかとということ質問させていただきたいと思います。

まずはじめに、これは確認ですが、7年目を迎えました神奈川ふれあいミーティングの概要について簡潔に御説明願います。

広報県民課長

神奈川ふれあいミーティングでございますが、平成 15 年度から実施しておりまして、目的といたしましては、県民の皆様と知事が県政の重要課題につきまして、直接意見交換を行いまして、その意見を今後の県政に反映させていこうということ、さらには対話行政の推進を図っていこうと、こういった目的で実施しております。

開催の内容でございますが、毎年、8 地域で開催しておりまして、これまでのテーマで

ございますが、子育て、防災、産業振興、たばこの問題、地球温暖化など、こういったテーマで意見交換を行っております。

参加者の状況でございますけれども、6年間の合計で申しますと、8会場全体でございますが、6年間で約1万3,000人の方に御参加いただきました。1会場当たりになりますと、大体200人から300人、平均しますと280人程度の御参加をいただいております。

それから、会場で発言をしていただいた方でございますけれども、6年間の合計で約500名でございます、これも平均いたしますと、1会場当たり平均11人の方に御発言いただいているところでございます。

渡辺委員

今の御答弁に関連して質問させていただきますが、1会場平均で280人という実績の御説明がありました。この280人については、どのような形で参加者を募っているのでしょうか。

広報県民課長

私どもといたしましては、1人でも多くの県民の方に御参加いただけるよう、いろいろと努力をしているところでございます。主な呼び掛けの方法といたしましては二つございまして、一つは、広報媒体を使ったPR活動でございます。もう一つは、ポスター、チラシを直接お配りする、こういった方法でございます。

まずはじめに、広報媒体を使った広報活動でございますけれども、例えば、県のたよりでありますとか、県のホームページ、それから市町村の広報紙に載せていただく場合もございまして、それから新聞、タウン誌などへの掲載といったことがございます。

また、二つ目のポスター、チラシをお配りする方法でございますけれども、これはポスター、チラシを作りまして、県の施設でありますとか県民の方がよくいらっしゃるような機関、それから最近ではコンビニエンスストアにも御協力をいただき、店頭でポスターをばらせていただいたり、こういった広報をやっております。

なお、テーマによりましては、関連する団体等へ集会に開催のお知らせする、あるいは近隣の自治会、町内会等にお配りすると、こういったことを通じまして、参加の呼び掛けを行っているところでございます。

渡辺委員

参加者を集める手段は分かりました。その結果、1会場で280人程度という実績もお聞きしました。確認ですが、一つの会場では、どの程度入る会場を利用する中で、280人になったのか。そして、その280人という参加者に対しては、どのように評価されていらっしゃるのか質問します。

広報県民課長

会場でございますが、毎年できるだけ場所を変えるようにいたしまして、例えば、各地域県政総合センターでは、市町村を変えて、できるだけいろんなところで催しまして、多くの方に御参加いただくようにしております。大きさですが、それぞれいろんなところを使わせていただいております。例えば、昨年の例で申し上げますと、一番小さい会場ですと150人の定員、一番大きい会場ですと530人程度の会場もございまして、幾つかございまして、その中で利用させていただいているところでございます。

280人の評価についてでございますけれども、2時間という中で、知事から最初に御説明をさせていただいて、それから御意見を頂く時間をとっておりますので、その時間を長くすれば、たくさんの方から御意見を頂けるのですけれども、2時間というところがちょ

うどいいところかなと思っておりますので、そういったことで11名程度の方に御発言いただくということで、中にはもっと発言をしたかったという方もいらっしゃると思いますが、あまり多くなりますと、御意見を頂けなくなるので、もう少し多ければいいんですけども、まあまあのところかなというところでございます。

渡辺委員

分かりました。280人という参加者については、まあまあの評価をしているということです。平均して11人の発言があるということですが、今の御答弁の中に、時間の関係だとかで発言ができなかったとか、したかったという御意見もあるという御答弁だったと思いますが、実際、知事に直接発言ができなかった方は、その後、どのような発言の機会を得ているのか。

広報県民課長

当日アンケートをお配りしておりますので、その内容は、例えば感想はいかがでしょうか、どういうところが良かった、悪かったといったことのほかに自由意見を書いていただくところがございます。それを書いていただきまして、それをその場、あるいは後日、ファックスで頂きまして、関係する部局に伝えることにしております。

もう一つは、通常の媒体でございますけれども、「わたしの提案（神奈川県への提言）」、これは通常やっておりますので、そういった形でも御意見を後からも頂ける形になっております。

渡辺委員

分かりました。次の質問に移りますけれども、補正予算は今回の議会にも提言をされていきますけれども、全然、県民部とは違いますけれども、安全防災局のテレビ会議システムを見させていただいて、あそこは地震だとか防災に対応するシステムということだったんですが、今年は特にその中でも新型インフルエンザの問題が起きたので、その対応がどうなってくるのかという話を聞かせていただいたときに、せっかく大きな画面があるんですけども、その画面はどちらかというと、地震対策だとか防災対策に特化していて、全般的な危機管理には対応できないシステムだったということを見させていただきました。

それで、広域的に全域的な対応をしなければいけない、例えば、新型インフルエンザなどの場合は、保健福祉事務所だとか地域県政総合センターだとか、様々なところの現場で県の職員が対応しなければいけない。それで中央として、司令塔として県庁でも対応しなければいけない。

であれば、せっかくああいうシステムがあるので、多少工夫を加えて、例えば現場で対応している雰囲気が見えるようなこと、若しくは、質問についても双方向のテレビ会議みたいな形で、こちらでやっている会議が向こうで見られる、向こうの担当者が画面を通して直接会議に参加できる、こういうことをやるべきだというふうに提言をさせていただいて、今回、それも予算の一部に入っているみたいですが、そういうテレビ会議システムは、まだ完ぺきではありません。全体として県庁の多くの人数と、例えば、地域県政総合センターの多くの人数が一堂に会してやれるシステムではなくて、こちらは多くの会議けれども向こう側は、一人くらいしか出れないようなので、まだ不十分な点もありますが、そういう体制になりました。

そういう提言をさせていただいた関係もあるので、今そういう質問をしましたが、特に、ふれあいミーティングも、こういう時代になっているので、先ほど民間型のプレゼンも活用した方がいいという話もさせていただきましたけれども、やはり多くの県民の意見を聞く、これを更にどうやって進めていくか。先ほどの情報公開条例ではありませんけれども、

それを先取りしてやっ払いこうという県民部の問題もあります。また成立した自治基本条例の中でも県民の参加機会を確保すると、こういうふう位置付けていますので、前向きというか、新しい手法も含めて、そういう県民の意見を聞くことを担保できるようなことを、今までのやり方を踏襲するだけではなくて、いろいろな観点を踏まえてやっ払いいくべきだなどというふう思うんです。

であれば、例えば、ふれあいミーティングについても、知事と直接という本題があるので、知事が直接行ったところしかできませんけれども、知事が8日間とって、いろいろな会場に行くという物理的な問題、また会場運営の問題もある。短くしろということを行っているのではなくて、8日間やっ払いもいいんですが、そのときに、その会場とまた別の地域をテレビシステムなどを活用して、今は常設しなくても、NTTなどから施設をリースで借りたり、システムをお願いして設置するということができますから、工夫して、8会場でやっ払いいたものを16会場にできる。ほかの場所でも知事と直接に会話ができるようなシステムを組もうと思えば組めるわけです。そんなことも含めて、今後は研究して、これは予算もかかる話だし、そんなことでどうやっ払いたら効率的にやっ払いいけるのか、さらには抽出した県民の意見、やりとりができるのかを研究して、是非、自治基本条例ができたタイミング、今、議会が変わろうとしているこのタイミング、また、その中でも、今後、財政が厳しい中で、いろいろなことを県民に理解してもらわなければいけない、協力してもらわなければいけない。であれば、もっともっと県民の方々にそういうことが伝わるようなやり方、そういうふうミーティング等については検討していただきたいと要望させていただきます、私の質問を終わります。

渡辺委員

公明党県議団として、本委員会に付託された定県第74号議案、平成21年度神奈川県一般会計補正予算（第2号）のうち県民部関係ほか、諸議案について賛成の立場から意見を発表します。

定県第99号議案県民ホールの指定管理者の指定について申し上げます。

文化芸術施設の指定管理者については、事前に長期の準備期間を要することであり、自主事業の企画立案、運営を適切に行うための人材の育成などが必要となることから、一者指定により選定を行うことは妥当だと認められます。しかし、非公募一者指定で選定を行うには、より一層の慎重な判断が求められます。

つきましては、「指定管理者制度の運用に当たっては、公募による競争原理の導入が原則であって、入札制度同様に慎重かつ適切な対応が不可欠である。したがって、文化・芸術施設としての特別な事情並びに新施設の開設時などの考慮すべき事由により非公募としても、従来の取組が後退することがないよう県民の知る権利に配慮し、当該団体の現行の業務実績の客観的評価を適切に行うとともに、外部評価委員会による評価点の具体的公表など、議論の過程が分かるよう透明性を担保すべきである。また、同様の指定管理議案を提出するに当たっては、提出時期の早期化等、十分に再検討すべきである。」という意見を付して、原案のとおり賛成いたします。

以上をもちまして、我が会派の意見と要望とさせていただきます。